

この規則は、公布の日から施行する。

## ○蒲郡市幸田町衛生組合議会が管理 する公文書の公開等に関する規則

(平成二十八年六月二十七日  
議 会 規 則 第 一 号)

(趣旨)

第一条 この規則は、蒲郡市幸田町衛生組合情報公開条例(平成二十八年蒲郡市幸田町衛生組合条例第六号)第二条において準用する蒲郡市情報公開条例(平成十年蒲郡市条例第一号)第十八条の規定に基づき、蒲郡市幸田町衛生組合議会(以下「議会」という。)が管理する公文書の公開等に関し必要な事項を定めるものとする。

(実施状況の報告)

第二条 議会は、毎年四月末日までに前年度の公文書の公開の実施状況を管理者に報告するものとする。

(この規則に定めのない事項)

第三条 議会が管理する公文書の公開等については、この規則に定めるもののほか、管理者が管理する公文書の公開等の例による。

附 則

第二編 議会・監査 (蒲郡市幸田町衛生組合議会が管理する公文書の公開等に関する規則)